

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

【基本的な考え方】

当社は、「より豊かな未来をひらく」を企業使命とし、「お客様の安心と喜びのために」を提供価値とする企業理念のもと、人と地球環境を大切に
する企業として公正かつ誠実な企業活動に徹し、常に新しい技術と高い品質を追求しつつ利益重視の経営を行うことにより社会への還元に努め
ることを企業集団の基本姿勢としております。この基本姿勢を実行に移すため、2006年5月の定時取締役会において「業務の適正を確保するた
めの体制の整備に関する基本方針」を策定し、監査等委員会設置会社への移行及び内部統制推進体制の更なる強化に伴い、2020年6月の定時取
締役会において、改定を行っております。

当社は、以下の事項を目的に2020年6月に監査等委員会設置会社に移行し、更なるコーポレートガバナンス強化を目指しております。

ア. 監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つことや、取締役の指名・報酬に係る株主総会における意見陳述権を持つこと等の
法的権限の活用により取締役会の監督機能を一層強化する。

イ. 取締役会の業務執行決定権限の一部を業務執行取締役(常務会)に委任し、取締役会のモニタリング型への移行を図り、取締役会において
は経営戦略等の議論を一層充実させる。

ウ. 2003年6月より導入している執行役員制について、イ. 項の権限委任と組み合わせることにより、監督と執行の分離の更なる促進を目指す。

【基本方針】

当社は、「コーポレートガバナンス・コード」に則り、コーポレートガバナンス強化の取組みを推進することで、経営の公正性・効率性及び透明性の
更なる向上に努めます。

1. 株主の権利・平等性の確保

株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備とそのための積極的な情報開示に努め、株主の権利・平等性を確保いたします。

2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上をはかるため、お客様、お取引先様、地域社会のみならずははじめとする様々なス
テークホルダーへの適切な情報開示や対話を行います。

3. 適切な情報開示と透明性の確保

情報開示につきましては、法令に基づく適時開示のほか、ステークホルダーのみならずに広くご覧いただける媒体(当社ウェブサイトや統合報告
書等の発行物)で、非財務情報を含む当社状況につき適時・適切な開示を行います。

4. 取締役会の責務

明電グループ企業理念に基づき、中・長期経営計画を策定し、その実行に際する意思決定と業務執行の監督を行うことにより、当社グループの
中長期的な企業価値の向上に努めます。

当社は監査等委員会設置会社として、取締役会の監督機能の向上に努めます。また、2003年より導入している執行役員制の活用により、監督
と執行の分離を更に推進してまいります。

取締役会により選任された執行役員は、取締役会が決定する明電グループ経営方針に従い、常務会及び取締役社長から権限を委任された範
囲での特定の業務執行における役割・責任を担い、機動的な業務執行を行います。

5. 株主との対話

当社では、当社の中長期的な企業価値向上に資する対話を希望する株主との対話を行う際には、可能な範囲で経営陣幹部が対応することを
方針とします。

また、上記の対話の前提として、各種説明会・IR等の機会や、当社ウェブサイトや統合報告書等の発行物による情報開示等を充実させることに
努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則をすべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

<原則1-4 政策保有株式>

当社は、市場等の状況を踏まえたうえで、中長期観点からの取引の維持・拡大、及び提携・アライアンス先等のパートナーとの中長期的な協
関係の担保・強化を目的とし、企業価値の向上に資する政策保有株式については保有し、保有意義や合理性が認められなくなった政策保有株式
については、売却の検討を行うことを基本方針としております。

この方針のもと、現在保有している上場株式につきましては、銘柄毎にそのリターン(配当金・関連取引利益額等)と時価の比率が目標資本コス
トの水準に達しているかという点や、政策面の要素等を総合的に判断し、保有又は縮減を決定しております。

政策保有株式に係る議決権の行使については、発行会社の企業価値の向上に資するか、当該有価証券の保有目的と整合しているか、発行会
社における重大な企業不祥事の有無及び当社の企業価値に与える影響等を総合的に勘案し、その議案の内容を個別に精査し行使してありま
す。

<原則1-7 関連当事者間の取引>

当社では、会社法に則り、当社取締役会規則において利益相反取引や競業取引を取締役会決議事項とする旨を定めております。

また、競業が認められる会社の役員を務めている取締役については、取締役会において利益相反取引と競業取引の承認及び取引状況の報告を実施しております。

<原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮>

当社では、確定拠出型年金制度を採用しております。積立金の運用は従業員自身が行いますが、従業員の資産形成を支援すべく、マッチング拠出などの制度の拡充や、資産運用に関する従業員教育及び情報提供の充実化に取り組んでおります。

当社グループでは、旧来は確定給付型年金制度を採用し明電舎企業年金基金により年金資産を運用しておりましたが、2014年に確定拠出型年金制度に移行を開始し、2021年3月31日をもって企業年金基金は解散いたしました。

<原則3-1 情報開示の充実>

当社では、株主・投資家のみなさまへの情報開示を充実させるべく、以下の取組みを行っております。

(1)経営理念、経営戦略・経営計画等の開示経営理念、経営戦略・経営計画等につきましては、当社ホームページ、明電舎レポート(統合報告書)をはじめとする各種発行物等で開示しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(3)経営陣幹部・取締役の報酬につきましては、一定の基準に従い、その額を決定しております。取締役報酬(監査等委員及び社外取締役を除く)は、業績連動型の年俸制報酬としており、基本報酬とインセンティブ報酬により構成されます。

このうち、インセンティブ報酬は、短期的なインセンティブとしての業績連動型報酬と、中長期的なインセンティブとしての株式取得目的報酬で構成され、株式取得目的報酬については、役員持株会に拠出し株式を取得することとしております。

当該報酬制度の内容とその報酬額(報酬制度の基準に沿って算出された金額であること、かつ株主総会で決議された報酬枠の範囲内であること)につきましては、任意の指名・報酬委員会(独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役2名、取締役会長、取締役社長の4名で構成)において、客観的な視点から確認・審議を行い、取締役会において決定しております。

(4)当社取締役の選任につきましては、個々の取締役の能力、見識及び経験等に基づき、取締役会全体としての多様性とバランスを確保し、当社の企業価値向上に資する適切な人材を配置することを基本的な方針としております。

また、監査等委員である取締役の選任につきましては、会計、財務、法務の知見を有する者をバランスよく配置することを基本的な方針としております。

上記を踏まえ、取締役会の意思決定機能・監督機能の強化に資する人選を行い、独立社外取締役を主要な構成員とし、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会の諮問を経て、取締役会の決議により指名し、取締役候補を株主総会に上程することとしております。

なお、取締役の解任につきましては、法令又は定款に違反する行為及び取締役の選任方針から著しく逸脱する行為が判明した場合は、指名・報酬委員会の諮問を経て取締役会が解任手続きをとることとしております。

(5)取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明につきましては、第157期定時株主総会招集通知参考書類中の選任議案部分で候補者とした理由及び期待される役割を記載いたしました。

<原則4-1-1 取締役会の役割・責務>

明電グループ企業理念に基づき、中・長期経営計画を策定し、その実行に際する意思決定と業務執行の監督を行うことにより、当社グループの中長期的な企業価値の向上に努めます。

当社は監査等委員会設置会社として、取締役会における中・長期経営計画の策定状況及び進捗状況をはじめとした経営の基本方針に関する議論を一層充実させてまいります。一方で重要な業務執行の意思決定については、その一部を業務執行取締役(常務会)に委任することや、2003年より導入している執行役員制の活用により、いわゆる監督と執行の分離の推進並びに意思決定の迅速化及び経営の監督機能向上に努めます。

<原則4-8 独立社外取締役の有効な活用>

当社は、独立社外取締役を5名選任しております。

5氏ともに豊富な経営経験又は高度な専門性を有しており、その高い見識と経験に基づく指導と監督を受けるため、社外取締役に選任しております。

また、当社及び当社グループ会社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また、当社が報酬を支払う専門家や主要株主でもなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、当社の社外役員の独立性判断基準を満たしていることから独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

<原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質>

当社は2020年5月の取締役会で社外役員の独立性判断基準を策定し、社外取締役が以下の項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断し、その者を独立社外取締役の候補者として選定しております。

(1)当社及び当社の関係会社(以下、総称して「当社グループ」という)の業務執行取締役、執行役員、その他これに準じる者及び使用人(以下、「業務執行者」という)又は過去において当社グループの業務執行者であった者

(2)過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループとの取引額が当社又は相手方の連結売上高の2%を超える会社の業務執行者

(3)過去3事業年度末のいずれかにおいて、当社グループの連結総資産の2%を超える貸付を当社グループに行っている金融機関の業務執行者

(4)過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者

(5)過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者、又はその者が法人等の団体である場合は、当社グループから得ている財産上の利益が連結売上高の2%を超える法人等の団体の業務執行者

(6)過去3事業年度末のいずれかにおいて、当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受けている者、又はその者が法人等の団体である場合は、当社グループから得ている財産上の利益が年間総収入の2%を超える法人等の団体の業務執行者

(7)過去3事業年度末のいずれかにおいて、当社グループが総議決権の10%以上の議決権を保有している者、又はその者が法人等の団体である場合はその業務執行者

(8)過去3事業年度末のいずれかにおいて、当社の総議決権の10%以上の議決権を保有している者、又はその者が法人等の団体である場合はその業務執行者

(9)当社グループの業務執行者を社外役員として受け入れている会社の業務執行者又は常勤監査役

(10)前各号のいずれかに該当する者の配偶者又は二親等以内の親族のうち、部長格以上の業務執行者、その他これに準じる使用人等重要な者

<補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件>

当社取締役の員数は、経営課題について十分に議論が尽くせる員数として15名以内と規定しております。

・取締役(監査等委員である取締役を除く。):10名以内
 ・監査等委員である取締役:5名以内
 また、社外取締役の監督機能の実効性の確保のため、上記の「社外役員の独立性判断基準」を満たす社外取締役が取締役会全体の3分の1以上となるよう努めております。

取締役の選任につきましては、取締役会全体としての多様性を確保し、当社取締役会において必要とされる専門性と各人の持つ意識・経験・能力がバランスよく配置された構成とすることを基本的な方針としております。

また、監査等委員である取締役の選任につきましては、会計・財務・法務等の知見及び経験等に基づき、監査等委員会全体としての多様性とバランスを確保した構成とすることを基本的な方針としております。

上記を踏まえ、取締役会の意思決定機能・監督機能の強化に資する人選を行い、独立社外取締役を主要な構成員とし、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会の諮問を経て、取締役会の決議により指名し、取締役候補を株主総会に上程することとしております。

なお、取締役の解任につきましては、法令又は定款に違反する行為及び取締役の選任方針から著しく逸脱する行為が判明した場合は、指名・報酬委員会の諮問を経て取締役会が解任手続きをとることとしております。

<補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件>
 取締役の兼任については毎年兼務状況を調査し、総会添付書類(事業年度毎の報告書)の事業報告や、コーポレートガバナンス報告書等で開示しております。

なお、他社の役員を兼任する際は、当社の職務遂行に支障が生じない合理的な範囲内であることとしております。

<補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件>
 当社は、監査等委員会設置会社として、重要な業務執行の決定の委任及び執行役員制の活用等により監督と執行の分離を推進し、取締役会においてはより監督機能の高い審議を行うこととしております。

また、取締役会における審議の活性化のため、社外取締役の意見をふまえ、適宜運営の分析・評価を行ったうえで、取締役会運営の改善・新規取組み等を行っております。

取締役会においても年度を通じた評価を行い実効性が確保されていると判断しております。

評価において、重要な業務執行の決定の委任及び社内意思決定・監督ルールの整備を通じて、モニタリング型の取締役会への移行を推進し、取締役会の更なる監督機能の強化を図るという方向性が確認されました。

今後も取締役会の更なる実効性向上に向けた取組みを推進してまいります。

<補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング>
 当社では、取締役会における監督機能を強化するため、当社事業に対するより深い理解と経営課題の認識と共有が必要であると考えており、そのための取組みとして取締役会メンバーによる意見交換会の実施や、新任社外取締役向け研修における当社事業概要・経営課題の説明機会の設定により、事業説明や意見交換を実施しております。

また、取締役として必要となる知識をより深めるため、また、当社として特に強化したいと考えるテーマ等について、外部専門家による研修会を実施しております。

<補充原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針>
 当社では、当社の中長期的な企業価値向上に資する対話を希望する株主との対話を行う際には、可能な範囲で経営陣幹部が対応することを方針としております。

体制として、IRを担当する役員を置き、IR担当部署が、機関投資家をはじめとする株主との建設的な対話と対外的な情報発信力の強化のための活動を行うとともに、定期的に取締役会で当該活動につき報告及び協議を行っております。

今後も、決算説明会や個人投資家向け説明会、個別IR、カンファレンス、当社HPや明電舎レポート等の発行物による情報開示等をさらに充実させ、株主や投資家のみなさまとの継続的な対話を実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,325,200	9.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,355,300	7.40
住友電気工業株式会社	2,631,385	5.80
株式会社三井住友銀行	2,241,835	4.92
日本電気株式会社	1,746,150	3.85
三井住友信託銀行株式会社	1,500,000	3.31
住友生命保険相互会社	1,061,400	2.34
明電舎従業員持株会	1,016,371	2.24
明栄持株会	621,344	1.37
明友持株会	615,306	1.36

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
竹中 裕之	他の会社の出身者											
安井 潤司	他の会社の出身者											
秦 喜秋	他の会社の出身者											
縄田 満児	他の会社の出身者											
林 敬子	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹中 裕之		○	——	同氏の高い見識と豊富な経営経験による指導と監督をうけるため、社外取締役に選任しております。当社及び当社グループ会社、主要な取引先の業務執行者でなく、また、当社が報酬を支払う専門家や主要株主等でもなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

安井 潤司		○	——	同氏の高い見識と豊富な経営経験による指導と監督をうけるため、社外取締役役に選任しております。当社及び当社グループ会社、主要な取引先の業務執行者でなく、また、当社が報酬を支払う専門家や主要株主等でもなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
秦 喜秋	○	○	——	同氏の高い見識と豊富な経営経験による監査・監督の強化を図るため、社外取締役役に選任しております。当社及び当社グループ会社、主要な取引先の業務執行者でなく、また、当社が報酬を支払う専門家や主要株主等でもなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
縄田 満児	○	○	——	同氏の高い見識と豊富な経営経験による監査・監督の強化を図るため、社外取締役役に選任しております。当社及び当社グループ会社、主要な取引先の業務執行者でなく、また、当社が報酬を支払う専門家や主要株主等でもなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
林 敬子	○	○	——	同氏の高い見識と専門家としての豊富な経験による監査・監督の強化を図るため、社外取締役役に選任しております。当社及び当社グループ会社、主要な取引先の業務執行者でなく、また、当社が報酬を支払う専門家や主要株主等でもなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	2	2	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会支援部を設置し、専任の部員を配置しております。また、監査等委員会支援部員の任命、異動等人事権に関する事項及びその人事考課等については、監査等委員会と事前に協議を行っております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査、監査等委員会監査、会計監査人監査はそれぞれ独立して実施しておりますが、三様監査のより一層の実効性向上を図るため、各監査主体間の連携を密にし、相互補完や監査効率の向上に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
------------------	----------	---	---	---	---	---	---	-------

補足説明 **更新**

当社では、2017年度に任意の報酬委員会を設置し、2018年度に任意の指名委員会に相当する機能を追加し、指名・報酬委員会として設置しました。

指名・報酬委員会の委員長は独立社外取締役が務め、独立社外取締役2名、取締役会長、取締役社長の4名で構成されます。取締役の選任につきましては、取締役会全体としての多様性を確保し、当社取締役会において必要とされる専門性と各人の持つ知識・経験・能力がバランスよく配置された構成とすること、また監査等委員である取締役の選任につきましては、会計・財務・法務等の知見及び経験等に基づき、監査等委員会全体としての多様性とバランスを確保した構成とすることを基本的な方針としております。

上記を踏まえ、指名・報酬委員会の諮問を経て取締役会の決議により指名し、取締役候補を株主総会に上程することとしております。

なお、取締役の報酬の決定については、【取締役の報酬関係】の欄に記載しております。

2020年度は4回開催され、株主総会議案の内容確認、報酬制度の精査・改定、2021年度役員体制などの審議を行いました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

報酬は、基本報酬とインセンティブ報酬により構成されます。

インセンティブ報酬の中には、短期的なインセンティブとしての業績連動報酬と、中長期的なインセンティブとしての株式取得を目的とした報酬を組み込んでおります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 **更新**

第157期事業年度における当社の取締役(監査等委員を除く)への報酬は326百万円(うち社外取締役への報酬16百万円)です。また、監査等委員である取締役への報酬は58百万円(うち社外取締役への報酬10百万円)です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)の報酬は、業績連動型の年俸制報酬としており、基本報酬とインセンティブ報酬により構成されます。

このうち、インセンティブ報酬は、短期的なインセンティブとしての業績連動型報酬と、中長期的なインセンティブとしての株式取得目的報酬で構成され、株式取得目的報酬については、役員持株会に拠出し株式を取得することとしており、取締役会も当該答申を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬につきましては、基本報酬のみの年俸制報酬としております。

なお、当該報酬制度の内容とその報酬額(報酬制度の基準に沿って算出された金額であること、かつ株主総会で決議された報酬枠の範囲内であ

ること)は、任意の指名・報酬委員会において客観的な視点から確認・審議を行っております。
取締役(監査等委員を除く)の個人別の報酬額については取締役会決議に基づき取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとしてあります。取締役会は、当該権限が取締役社長によって適切に行使されるよう、事前に任意の指名・報酬委員会に原案を諮問し確認を得るものとし、上記の委任を受けた取締役社長は、当該確認又は答申の内容をふまえて決定しなければならないこととしてあります。
監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、監査等委員の業務に報いることのできる適切な額を、常勤・非常勤の別及び各監査業務の内容等を勘案しつつ、監査等委員会において決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会事務局は、社外取締役に對し、取締役会付議事項について担当役員等と協力して事前に説明を行い、それらにつき質問等があれば回答できるようにしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
片岡 啓治	特別顧問	他社社外取締役、業界団体対応等	常勤、報酬有	2013/6/26	1年
稲村 純三	特別顧問	業界団体対応等	常勤、報酬有	2018/6/27	1年
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			2 名		
その他の事項					

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、2020年6月に従来の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つことや、取締役の指名・報酬に係る株主総会における意見陳述権を持つこと等の法的権限の活用により、取締役会の監督機能を一層強化しております。

また、取締役会の業務執行決定権限の業務執行取締役(常務会)への委任や2003年6月に導入した執行役員制の活用により、監督と執行の分離をさらに推進し、取締役会は経営戦略等の議論を一層充実させ、取締役会のモニタリング型への移行を図ります。

取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、当社の重要な業務執行に関する事項、事業課題及び経営課題に関して議論を行っております。2020年度は取締役会を13回開催し、各取締役の出席率は一部を除き100.0%(1名のみ92.3%)です。

当社の取締役会は、取締役14名(うち、監査等委員である取締役が5名)で構成されます。

また、取締役14名のうち社外取締役が5名(うち、監査等委員である取締役が3名)で構成され、社外取締役の監督機能の実効性の確保のため、当社の社外役員の独立性判断基準を満たす社外取締役が取締役会の全体の3分の1以上となるよう努めております。

取締役会により選任された執行役員は、取締役会が決定する明電グループ経営方針に従い、常務会及び取締役社長から権限委任された範囲での特定の業務執行における役割・責任を担い、取締役会、各取締役及び常務会の監督を受けながら、機動的な業務執行を行っております。

このようにコーポレートガバナンスの実効性の確保を図る一方、当社内の経営陣と利害関係を有さない独立性のある社外取締役を選任しており、一般株主の利益相反の可能性も回避できる体制を採用しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

2. 「現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要」に記載のとおりです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の3週間前を目途に招集通知を発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権行使を採用しております。 また株主のみなさまの利便性向上のため、QRコードを用いた「スマート行使」も採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	株主総会の3週間前を目途に招集通知を発送しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	東京又は地方都市にて定期的に個人投資家向けに説明会を開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の決算発表後に説明会を開催しております。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する担当はコーポレートコミュニケーション推進部で、専任の担当者を置いております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境対策につきましては、生産工程の省エネ化や脱SF6ガスなどの取組みを推進いたしました。また従業員の労働環境整備に取り組み、厚生労働省から子育てサポート企業として、「くるみん」「プラチなくるみん」の認定を取得しました。また、経済産業省及び東京証券取引所が選定する「健康経営優良法人～ホワイト500～」にも認定されました。 中期経営計画2024においては、ESG経営を推進し、持続的に成長する企業を目指します。 具体的な取組みと目標値の設定につきましては、4月に新設したESG部門が中心となって、全社運動として啓発・推進してまいります。また、SBT認定水準までGHG削減目標を引き上げた「第2次明電環境ビジョン」を策定し、更なる環境負荷低減に貢献してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

〔内部統制に関する基本的な考え方〕

当社は、「より豊かな未来をひらく」を企業使命とし、「お客様の安心と喜びのために」を提供価値とする企業理念のもと、人と地球環境を大切に
する企業として公正かつ誠実な企業活動に徹し、常に新しい技術と品質を追求しつつ利益重視の経営を行うことにより社会への還元を努めること
を企業集団の基本姿勢としております。

この基本姿勢を担保するには、会社経営における自律と自治を確保することが不可欠であり、その自律と自治を確保することがコーポレートガバ
ナンスであって、それを具体化するものが「業務の適正を確保するための体制」(会社法第399条の13第1項第1号ロハ及び会社法施行規則第110
条の4)の整備に関する基本方針であると考えます。

〔会社の機関及び業務の適正を確保するための体制の整備の状況等〕

(1)コンプライアンス体制につきましては、2003年1月よりコンプライアンスプログラムを構築しており、トップから従業員まで全社を挙げてコンプラ
イアンスに基づく企業行動の徹底を図り、当社の健全な自治確立と社会的信用の蓄積に寄与することに努めております。

コンプライアンスに基づく企業行動を徹底するための重要方針を審議し、立案し、推進するため、代表取締役又は役付執行役員を委員長とする
コンプライアンス委員会を設置しており、年2回、定期的に当該委員会を開催しております。また、コンプライアンスに関する問題が生じた場合は、
必要に応じて、臨時に開催することにしております。

各職場においては、全国で180名のコンプライアンスマネージャを配置し、担当する職場が法令・定款・社内規程等の社会的規範に従って業務を
遂行しているか否かの確認や、担当する職場の従業員からのコンプライアンスに関する相談窓口としての役割を担っております。

また、コンプライアンスに関する問題が生じた場合や生じるおそれのある場合の通報窓口として、コンプライアンス・ホットラインを設置し、書面、
電話、電子メールによる相談を受け付けております。

なお、当社グループ会社においても、当社に準じた体制を構築しております。

2006年4月より「公益通報者保護規程」を設けるとともに、法令違反等を発見した従業員等が通報する窓口として、社内窓口(コンプライアンス事
務局)及び社外窓口(法律事務所)を設置し、書面、電話、電子メール、ファクシミリによる相談を受け付けております。

これにより、組織的又は個人的な法令違反等について通報した者に対する不利益な取扱いを防止し、前述のコンプライアンス体制と相まって当
社の健全な自治確立と社会的信用の蓄積に寄与することに努めております。

(2)内部監査につきましては、専門部署である経営監査部を設け、当社及び海外を含むグループ全体における業務の有効性・効率性に関する状
況、財務報告の信頼性、関連法令等の順守状況や資産の保全状況について、内部監査を実施しております。また、2018年度より内部統制の強化
と各部門のリスク監査の効率化を目的として、当社工場と国内関係会社でCSA(統制自己評価)を用いたリスクマネジメントを実施しております。

2020年4月に、内部統制推進本部を設置し、内部統制の推進体制を強化しました。専門部門であるリスクマネジメント部がグループ全体を統合
するリスクマネジメントの構築を行い、監査等委員会と経営監査部が連携し内部統制システムのモニタリングを行うことで、内部統制機能の強化を
推進する体制としております。

2020年度は、監査の網羅性を向上させるための監査標準化ツールを用いた標準化監査を新たな取組みとして実施しました。今後、国内外の関
係会社に標準化監査の適用を拡大し、定着化を目指します。

また、2021年度は、ローテーション監査からリスクアプローチ監査へ移行し、全社リスクを網羅的にカバーしリスクの高い領域を優先に監査する、
リスクベースの年度監査計画を策定し展開することとしております。

(3)監査等委員会監査

機関設計の形態、総員数

監査等委員会設置会社

総員5名、常勤監査等委員2名、監査等委員である社外取締役(非常勤)3名

専属スタッフ3名(法務・資金・経理・営業・海外・内部監査経験者)

各監査等委員の状況

町村 忠芳:当社代表取締役及び関係会社取締役を務めた経験から、当社事業全体に精通しております。

加藤 三千彦:当社常務執行役員並びに営業及び工場運営等の経験から、当社事業全体に精通しております。

秦 喜秋:損害保険会社における実務経験及び役員を務めた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

縄田 満児:金融機関における実務経験及び役員を務めた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

林 敬子:会計士としての実務経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査等委員会の活動概要

取締役の職務執行監査

・代表取締役(副社長含む)との面談・聴取

・取締役社長との定期連絡会

・上記を除く業務執行取締役、執行役員、主要部門長への往査・面談・聴取

取締役会の監視・監査

意思決定・監督義務の履行状況の監視・検証

取締役会以外の重要会議の監視・監査

意思決定・監督義務の履行状況の監視・検証(監査等委員である社外取締役には議論内容等を毎月報告)

内部統制システムにかかる監査

・会社法の内部統制につき、取締役の職務執行監査や重要会議の監視等を通じた確認(内部監査部門との情報共有)

・金商法の財務報告内部統制につき、会計監査人及び内部監査部門からの報告内容の確認・検証

会計監査

・計算書類等に関する会計監査人から報告を受けた監査の方法・結果の相当性、及び会計監査人の独立性等の判断・検証(会計監査人からの
報告)

企業集団における監査

・国内関係会社取締役会への出席

・常勤監査等委員、常勤監査役を置く国内関係会社とのグループ監査役連絡会による監査状況の確認等

・海外関係会社の内部統制の整備状況等の確認(内部監査部門との情報共有)

(4)会計監査につきましては、わが国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査を、有限責任あずさ監査法人が行ってお
ります。なお、当該監査法人又は業務執行社員との間には特別の利害関係はなく、適切な会計監査を受けております。

内部監査、監査等委員会監査、会計監査人監査はそれぞれ独立して実施しておりますが、三様監査のより一層の実効性向上を図るため、各監査主体間の連携を密にし、相互補完や監査効率の向上に努めております。

そのほか、会社の業務執行において、執行側の顧問弁護士から必要に応じて助言を受けております。

なお、監査側も別の顧問弁護士と契約し、必要に応じて助言を受けており、当該弁護士に公益通報社外窓口を依頼しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体には、断固たる態度をとること」を、企業行動規準において示しております。

当社では、反社会的勢力排除に向けて、警察・弁護士等の外部の専門機関との連携をとり、情報の収集を行うとともに、弁護士による社内研修を行うなど、反社会的勢力による不当要求に備えた対応を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、2008年4月28日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第127条本文に規程されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第127条第2号ロ）として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入しました。

本プランは、当社株式の大量取得が行われる場合に、株主のみなさまが適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

当社は、本プラン導入に関する株主のみなさまのご意思をお諮りするため、2008年6月27日開催の第144期定時株主総会において、第4号議案「定款一部変更の件」及び第5号議案「当社株式の大量取得行為に関する対応策承認の件」を上程し、いずれも原案どおり株主のみなさまのご承認をいただきました。

また、2020年6月26日開催の第156期定時株主総会において、第8号議案「当社株式の大量取得行為に関する対応策更新の件」を上程し、原案どおり株主のみなさまのご承認をいただきました。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 当社のコーポレート・ガバナンス体制について

当社グループは、「より豊かな未来をひらく」を企業使命とし、「お客様の安心と喜びのために」を提供価値とする企業理念のもと、人と地球環境を大切にす企業として公正かつ誠実な企業活動に徹し、常に新しい技術と高い品質を追求しつつ利益重視の経営を行うことにより社会への還元に努めることを企業集団の基本方針としております。

この基本姿勢を実行に移すため、2006年5月の当社定時取締役会において「業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針」を策定しました。

当社は、2020年6月に従来の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つことや、取締役の指名・報酬に係る株主総会における意見陳述権を持つこと等の法的権限の活用を可能とし、取締役会の監督機能を一層強化しております。

また、取締役会の業務執行決定権限の業務執行取締役への委任や2003年6月に導入した執行役員制の活用により、監督と執行の分離をさらに推進し、取締役会は経営戦略等の議論を一層充実させ、取締役会のモニタリング型への移行を図ります。

取締役会の員数は14名であり、この員数は、激変する事業環境において、十分な議論を尽くし、的確かつ迅速な意思決定が行える規模であると考えています。また、取締役会を構成する取締役14名のうち5名を社外取締役としており、業務執行に対する監督機能を充実させ、コーポレートガバナンスを強化しております。

取締役会により選任された執行役員は、取締役会が決定する明電グループ経営方針に従い、常務会及び取締役社長から権限委任された範囲での特定の業務執行における役割・責任を担い、取締役会、各取締役及び常務会の監督を受けながら、機動的な業務執行を行っております。

2. 当社グループの会社情報の適時開示に係る体制について

上記の経営監督・執行体制のもと、証券取引に関連する法令及び証券取引所の諸規則を遵守しながら、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの当社の事業内容、業績等の理解促進と、その適正な評価獲得に努めております。

当社グループに関する重要な財務的・社会的・環境的側面の情報（以下、経営関連情報）について公正かつ適時・適切な開示を行うべく、当社関係各部門及びグループ各社が緊密に連携しながら情報開示活動を行っております。

関係各部門は各々の視点から経営関連情報を分析し、各部門が連携して適切な開示内容や方法、開示時期を検討、決定しております。また、当社の経営意思決定機関である常務会、取締役会とも連携し、機関決定後遅滞のない情報開示に努めております。